

加治木監督署だより 第28号

(文書内敬称等略)

令和5年6月



I 梅雨期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組みます

梅雨の時期となって参りましたが、例年この時期を中心に大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、これらの災害に伴う災害復旧工事等も行われることから、他の時期に比べ建設現場等における労働災害の増加が懸念されるところです。そのため、当署においては、**梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止**を各方面に周知してまいります。

II クールワークキャンペーンの実施について

職場での**熱中症等**については、全国で昨年805人が4日以上休業する労働災害となっており、うち28名が亡くなっています。なお、当署管内においても1名が亡くなっています。暑熱順化への対応など**熱中症**予防に努めましょう。**熱中症**は屋外作業に限りません。

III 労働保険の年度更新(申告・納付)について

労働保険の年度更新(申告・納付)は、6月1日から7月10日までです。本年も**会場を監督署以外に設営しての収集**は行いません。**7月10日**までに年度更新の申告書の提出・保険料等の納付をお願いします。納付の際は、口座振替による納付が便利です。

IV 労働相談事例について

年次有給休暇について、「年間5日しか使えない」と言われたという相談が増えています。年次有給休暇は、労働者が請求した場合、付与された日数の範囲で使用することができ、会社は年次有給休暇の申請を原則断ることはできません(例外として厳しい条件下での時季変更権はあります)。なお、**年間5日の年次有給休暇は**、労働者に取得させることが**使用者の義務**となっておりますが、5日以上でも付与された日数の範囲で、労働者が請求した場合には、会社は原則として与える必要があります。詳細については、当署監督課(電話 0995-63-2035)へご相談ください。

加治木署管内労働災害発生状況

令和5年4月分まで 速報値 (新型コロナウイルス感染症除く)

年 業種	死傷者数 (休業4日以上)	対前年増 減(同左)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	76	+14	0	0
製造業	15	+5	0	0
建設業	13	+8	0	0
陸上貨物 運送事業	8	-3	0	0
第三次	33	+3	0	0
その他	7	+1	0	0

鹿児島県最低賃金
(高校生等も含む)
時間額 **853円**

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)
TEL 0995-63-2035